

衆議院 農林水産委員会 會議録 第十一号

平成二十三年五月二十四日(火曜日)

午後零時十五分開議

出席委員

委員長 山田 正彦君

理事 梶原 康弘君 理事 佐々木隆博君

理事 津島 恭一君 理事 仲野 博子君

理事 柳田 和己君 理事 宮腰 光寛君

理事 石田 祝稔君

網屋 信介君 石田 三示君

石原洋三郎君 石山 敬貴君

今井 雅人君 加藤 学君

金子 健一君 近藤 和也君

篠原 孝君 田名部匡代君

玉木雄一郎君 筒井 信隆君

道休誠一郎君 中野渡詔子君

野田 国義君 松岡 広隆君

森本 和義君 山岡 達丸君

吉田 公一君 伊東 良孝君

今村 雅弘君 小里 泰弘君

北村 誠吾君 柴山 昌彦君

長島 忠美君 保利 耕輔君

山本 拓君 吉泉 秀男君

農林水産大臣 鹿野 道彦君

農林水産副大臣 篠原 孝君

農林水産大臣政務官 筒井 信隆君

農林水産大臣政務官 田名部匡代君

農林水産委員会専門員 吉田 公一君

農林水産委員会専門員 雨宮 由卓君

委員の異動

五月二十四日

辞任

大串 博志君

補欠選任

森本 和義君

高橋 英行君 松岡 広隆君
江藤 拓君 長島 忠美君
谷川 弥一君 柴山 昌彦君

同日
辞任
松岡 広隆君 高橋 英行君
森本 和義君 大串 博志君
柴山 昌彦君 谷川 弥一君
長島 忠美君 江藤 拓君

五月二十三日

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

本日の會議に付した案件

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

○山田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件の兩案件を議題といたします。

農林水産大臣鹿野道彦君。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件)

〔本号末尾に掲載〕

○鹿野國務大臣 農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農業の多面にわたる機能の發揮等を図ることを任務としております。このため、意欲ある農業者が安心して事業を継続できる環境を整備し、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るための施策や、食の安全、安心を求める消費者ニーズに対応し、農林水産業の発展に不可欠な消費者からの信頼を得るための施策を推進してまいります。これらの施策を国が責任を持つて的確に遂行できる体制を整備するため、農林水産省の地方支分部局の改革再編を行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、現在、小規模で分散している現場の拠点を集約化することにより、国が担うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を総合的に実施する体制を整備するため、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機能として地域センターを設置することとしております。第二に、国が担うべき農業経営の改善及び安定に関する業務を北海道においても的確に実施する

体制を整備するため、北海道農政事務所の分掌規定を見直すこととしております。

続きまして、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

農林水産省の地方支分部局の分掌機能として、現在、地方農政事務所及び統計・情報センターが設置されておりますが、このたび国会に提出いたしました農林水産省設置法の一部を改正する法律案により、これらを廃止するとともに、現場において、国が担うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を行う組織として、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機能である地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置することとしております。

本件は、この農林水産省における地方組織の再編に伴い、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置することについて、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づく国会の御承認を求めようとするものであります。

なお、本件については、東日本大震災を踏まえ、災害等が生じた場合に地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの業務を円滑に遂行できるようにするため、農林水産大臣が、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができるよう修正を行っております。

以上が、これら法律案及び承認案件の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○山田委員長 これにて両案件の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十六日木曜日午前九時五十分理

事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時二十分散会

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律

農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「(地方農政局の地域センター)」に改め、同条第一項中「地方農政事務所を」を次のように改める。

2 地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第十九条第三項から第五項までを削る。

第二十一条第一項第一号中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の規定による交付金の交付に係るものに限る。」を削る。

第二十二条の見出し中「統計・情報センター」を「地域センター」に改め、同条第一項中「農林水産大臣は、」及び「のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務」を削り、「統計・情報センターを置くことができる」を「地域センターを置く」に改め、同条第二項中「統計・情報センター」を「地域センター」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、届出等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に地方農政事務所長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、相当の地方農政局長又は地方農政局

の地域センターの長がした処分等とみなし、この法律の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により地方農政事務所長に対してした届出その他の行為(以下「届出等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、相当の地方農政局長又は地方農政局の地域センターの長に対してした届出等とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(農産物検査法の一部改正)

第五条 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「地方農政事務所長」を削り、「北海道農政事務所長」の下に、「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」を加える。

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)

第六条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「地方農政局長」の下に「又は北海道農政事務所長」を加え、「地方農政事務所長」を「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十九条第一号中「又は地方農政事務所」を削る。

理 由

農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、地方農政局及

び北海道農政事務所の地域センターを設置する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件

農林水産省設置法の一部を改正する法律の規定による改正後の農林水産省設置法第十九条及び第二十二条の規定により、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する必要があるもので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別 紙

一 地方農政局の地域センター

名 称	位 置	管 轄 区 域
青森地域センター	青森市	青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 むつ市 つがる市 平川市 東津軽郡 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 下北郡
八戸地域センター	八戸市	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡 三戸郡
盛岡地域センター	盛岡市	盛岡市 宮古市 久慈市 二戸市 八幡平市 岩手郡 紫波郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡
奥州地域センター	奥州市	大船渡市 花巻市 北上市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡 上閉伊郡
大崎地域センター	大崎市	石巻市 気仙沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 加美郡 遠田郡 牡鹿郡 本吉郡
秋田地域センター	秋田市	秋田市 能代市 大館市 男鹿市 鹿角市 由利本荘市 潟上市 北秋田市 にかほ市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡 南秋田郡
大仙地域センター	大仙市	横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 仙北郡 雄勝郡
山形地域センター	山形市	山形市 米沢市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 東置賜郡 西置賜郡
酒田地域センター	酒田市	鶴岡市 酒田市 新庄市 最上郡 東田川郡 飽海郡
福島地域センター	福島市	福島市 会津若松市 郡山市 白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市 田村市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡 岩瀬郡 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 東白川郡 石川郡 田村郡
いわき地域センター	いわき市	いわき市 相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡

水戸地域センター	水戸市	水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 神栖市 行方市 鉾田市 小美玉市 東茨城郡 那珂郡 久慈郡
土浦地域センター	土浦市	土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常 総市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 筑西市 坂東 市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 つくばみらい市 稲敷郡 結城郡 猿島郡 北相馬郡
宇都宮地域センター	宇都宮市	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小 山市 真岡市 下野市 河内郡 上都賀郡 芳賀郡 下都 賀郡
大田原地域センター	大田原市	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷郡 那須郡
前橋地域センター	前橋市	群馬県
千葉地域センター	千葉市	千葉県
東京地域センター	東京都	東京都
横浜地域センター	横浜市	神奈川県
甲府地域センター	甲府市	山梨県
長野地域センター	長野市	長野市 上田市 須坂市 小諸市 中野市 飯山市 佐久 市 千曲市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 埴科 郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
松本地域センター	松本市	松本市 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 大 町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 上伊那郡 下 伊那郡 木曽郡 東筑摩郡 北安曇郡
静岡地域センター	静岡市	静岡市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島 田市 富士市 焼津市 藤枝市 御殿場市 下田市 裾野 市 伊豆市 伊豆の国市 牧之原市 賀茂郡 田方郡 駿 東郡 榛原郡
浜松地域センター	浜松市	浜松市 磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊 川市 周智郡
新潟地域センター	新潟市	新潟市 三条市 新発田市 加茂市 村上市 燕市 五泉 市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 北蒲原郡 西蒲原郡 南 蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡
長岡地域センター	長岡市	長岡市 柏崎市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市

妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 三島郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡	富山地域センター	富山市	富山県
福井県	福井地域センター	福井市	福井県
岐阜市 大垣市 多治見市 関市 中津川市 美濃市 瑞 浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 可児市 山県市 瑞穂市 本巣市 海津市 羽島郡 養老 郡 不破郡 安八郡 揖斐郡 本巣郡 加茂郡 可児郡	岐阜地域センター	岐阜市	岐阜県
高山市 飛騨市 郡上市 下呂市 大野郡	高山地域センター	高山市	岐阜県
豊橋市 岡崎市 豊川市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城 市 西尾市 蒲郡市 新城市 知立市 高浜市 田原市 みよし市 幡豆郡 額田郡 北設楽郡	豊橋地域センター	豊橋市	静岡県
津市	津地域センター	津市	三重県
大津市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南 市 高島市	大津地域センター	大津市	滋賀県
彦根市 長浜市 近江八幡市 東近江市 米原市 蒲生郡 愛知郡 犬上郡	東近江地域センター	東近江市	滋賀県
大阪市	大阪地域センター	大阪市	大阪府
神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹 市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡	神戸地域センター	神戸市	兵庫県
姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 揖 保郡 赤穂郡 佐用郡	姫路地域センター	姫路市	兵庫県
豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	豊岡地域センター	豊岡市	兵庫県
奈良市	奈良地域センター	奈良市	奈良県
和歌山市	和歌山地域センター	和歌山市	和歌山県
鳥取市	鳥取地域センター	鳥取市	鳥取県
島根県	松江地域センター	松江市	島根県
広島市 呉市 竹原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安 芸高田市 江田島市 安芸郡 山県郡 豊田郡	広島地域センター	広島市	広島県
三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 世羅	福山地域センター	福山市	広島県

	山口地域センター	山口市	郡 神石郡
	徳島地域センター	徳島市	徳島県
	高松地域センター	高松市	香川県
	松山地域センター	松山市	愛媛県
	高知地域センター	高知市	高知県
	福岡地域センター	福岡市	福岡市 大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 うきは市 朝倉市 みやま市 糸島市 筑紫郡 糟屋郡 朝倉郡 三井郡 三潞郡 八女郡
	北九州地域センター	北九州市	北九州市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 豊前市 中間市 宮若市 嘉麻市 遠賀郡 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡 京都市 築上郡
	佐賀地域センター	佐賀市	佐賀県
	長崎地域センター	長崎市	長崎県
	八代地域センター	八代市	八代市 人吉市 水俣市 上天草市 天草市 八代郡 葦北郡 球磨郡 天草郡
	大分地域センター	大分市	大分県
	宮崎地域センター	宮崎市	宮崎市 都城市 日南市 小林市 串間市 西都市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡
	延岡地域センター	延岡市	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡
	鹿児島地域センター	鹿児島市	鹿児島市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 南九州市 伊佐市 始良市 鹿児島郡 薩摩郡 出水郡 始良郡 熊毛郡 大島郡
	鹿屋地域センター	鹿屋市	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡

備考

農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生じた場合において、地方農政局の地域センターの業務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、地方農政局の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。

二 北海道農政事務所の地域センター

名 称	位 置	管 轄 区 域
-----	-----	---------

函館地域センター	函館市	函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二世郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡
旭川地域センター	旭川市	旭川市 留萌市 稚内市 芦別市 赤平市 士別市 名寄市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 空知郡(南幌町を除く。) 樺戸郡(月形町を除く。) 雨竜郡 上川郡(新得町及び清水町を除く。) 勇払郡のうち占冠村 中川郡のうち美深町、音威子府村及び中川町 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡
帯広地域センター	帯広市	帯広市 河東郡 上川郡のうち新得町及び清水町 河西郡 広尾郡 中川郡(美深町、音威子府村及び中川町を除く。) 足寄郡 十勝郡
北見地域センター	北見市	北見市 網走市 紋別市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡
苫小牧地域センター	苫小牧市	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 虻田郡のうち豊浦町及び洞爺湖町 有珠郡 白老郡 勇払郡(占冠村を除く。) 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡

備考

農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生じた場合において、北海道農政事務所の地域センターの業務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、北海道農政事務所の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。

理 由

農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。